

## ○日本下水道事業団海外向け技術確認に関する実施要領

平成 25 年 3 月 28 日 達 第 5 号
-----------------------------

[沿革]平成 25 年 11 月 29 日達第 32 号改正 令和 4 年 3 月 31 日達第 4 号改正 令和 6 年 3 月 22 日経総第 32 号改正	平成 28 年 3 月 30 日達第 10-6 号改正 令和 4 年 11 月 4 日達第 11 号改正
--	---

**第 1 章 総則**

(目的)

**第 1 条** この実施要領は、日本下水道事業団(以下「事業団」という。)が行う海外向け技術確認に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この実施要領における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 海外向け技術確認 技術確認を受けようとする者の申請に基づいて、海外において、第 3 条に規定する技術に係る適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、経済性、開発性、確実性その他の項目のうち、技術確認を受けようとする者が求める確認項目について技術的な確認を行うこと(以下「技術確認」という。)
- 二 申請者 技術確認を受けようとする者。
- 三 技術確認料 技術確認の実施のために申請者が事業団に納める費用。  
(令和 4 達 11・一部改正)

(対象)

**第 3 条** この実施要領において対象とする技術は、下水道に係る計画、設計、施工及び管理の方法、下水道に係る調査、設計、施工及び管理に関する基準の作成並びに機械、設備、器具、工事材料その他下水道事業の施工に際して使用される物の製作又は改良等に係る技術であって、次のいずれかに該当する技術とする。

- 一 海外向けの下水の処理に関する技術
- 二 海外向けの下水汚泥の処理に関する技術
- 三 その他、海外向けの下水道に関する技術

**第 2 章 技術確認**

(技術確認の事前協議)

**第 4 条** 国際戦略室長は、技術確認の申請を受けるに当たり、技術確認の申請を行おうとする者と、次の各号に定める事項について事前協議を行い、事前協議議事録を作成するものとする。事前協議を行うにあたっては、国際戦略室長は事業統括部長、ソリューション推進部長又は技術開発室長と協議を行うものとする。

なお、国際戦略室長は事前協議の際に、申請を行おうとする者が第 6 条に規定する技術確認の申請ができる者であることを確認するものとする。理事長は、事前協議で合意に達した場合には、次条に定める申請を受けるとする。

- 一 技術確認を受けようとする技術の内容
- 二 技術確認料及び技術確認に要する期間  
(平 28 達 10-6・令和4達4・令和4達 11・一部改正)

(技術確認の申請)

**第5条** 理事長は、技術確認の申請に際して、海外向け技術確認申請書(別記様式第1)及び技術資料(別記様式第2)の提出を申請者に求めるものとする。

(技術確認の申請ができる者)

**第6条** 技術確認の申請ができる者は、次の各号のすべてに該当する者に限るものとする。

- 一 当該技術を保有しているものであること
- 二 法人であること
- 三 破産者でないこと
- 四 第13条第1項第1号の規定により、過去に技術確認結果の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの通知を受けてから3年以上が経過していること

(技術確認に係る協定の締結)

**第7条** 申請に係る技術確認の実施に当たり、理事長は、次の各号に掲げる事項について定めた協定書(別記様式第3)により、あらかじめ当該申請者と技術確認の実施に関する協定を締結するものとする。ただし、これにより難しい場合には、当該申請者と協議の上、協定を変更することができる。

- 一 協定の目的
- 二 技術確認の実施
- 三 技術確認を実施する技術の内容
- 四 技術確認に要する期間
- 五 技術確認結果の通知
- 六 技術確認料
- 七 秘密の保持
- 八 その他必要な事項  
(令和4達 11・一部改正)

(技術確認の実施)

**第8条** 国際戦略室長は、申請者から提出された技術資料に基づき、事前確認を行うものとする。

- 2 前項の事前確認の結果を受け、技術委員会(日本下水道事業団技術委員会規程(平成8年規程第11号)に基づく技術委員会をいう。以下同じ。)の審議により、申請された技術が、申請者の求める適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、経済性、開発性、確実性その他の項目の全て若しくはいずれかを有するとされた場合、理事長は技術確認を行うとともに、海外向け技術確認証(別記様式第4)及び Certificate of Technology Verification(別記様式第5)により申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、技術委員会の事前の承認を得て、前項の海外向け技術確認証及び Certificate of Technology Verification を変更することができる。
- 4 第2項による通知をもって、技術確認の完了とする。  
(平 28 達 10-6・令和4達 11・一部改正)

(追加資料の提出等)

**第9条** 理事長は、技術確認に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は報告を求め、又は申請者の承諾を得て実地調査を行うことができるものとする。

(申請の取下げによる技術確認の中止)

**第10条** 申請者が、技術確認の完了前に技術確認の申請の取下げを申し出た場合、理事長は、技術確認を中止するものとする。

(技術確認に要する期間)

**第11条** 技術確認に要する期間は、協定を締結した日から起算して、事前協議において合意した期間の満了する日(土曜日、日曜日及び祝日の場合は、次の最初の業務日)までとする。

(技術確認の変更)

**第12条** 技術確認を受けた者は、技術の内容等に変更の必要が生じた場合は、国際戦略室長と事前協議を行い合意に達した後、技術確認の変更申請を行うことができるものとする。

2 第4条から第11条まで及び第14条の規定は、前項の変更申請について準用する。

(平28達10-6・一部改正)

(技術確認の取消し)

**第13条** 理事長は、技術確認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、技術委員会の審議を踏まえ、当該技術に係る技術確認結果を取り消すことができる。

- 一 技術確認を受けた者が、虚偽や知的財産権の侵害など不正な手段により技術確認を受けたことが判明した場合
- 二 当該技術に関して裁判等で係争となった場合
- 三 実施後の導入後に重大な不具合が明らかとなった場合
- 四 その他国際戦略室長が必要と認めた場合

2 前項に定めるものの外、技術確認を受けた者が取消しを申し出た場合は、当該技術確認結果を取り消すものとする。この場合において、技術委員会に報告するものとする。

3 前2項による取消しを行った場合、理事長は海外向け技術確認結果取消通知書(別記様式第6)により技術確認を受けた者に通知するものとする。

(平28達10-6・令和4達11・一部改正)

(技術確認料)

**第14条** 技術確認料の算定方法については、国際戦略室長が別に定める。

2 申請者は、協定締結後、事業団の請求により第7条第2項第6号の技術確認料を支払うものとする。

3 第10条の規定により技術確認を中止した場合は、技術確認の実施に要した費用の精算を行うものとする。

4 前条第1項又は第2項の規定により技術確認が取消された場合は、技術確認料は返還しないものとする。

5 第12条の規定により技術確認結果の変更を行う場合は、事業団は申請者と変更に係る技術確認料について協議するものとする。

6 技術確認料の変更が予想される場合には、事業団は申請者と協議するものとする。

(平 28 達 10-6・一部改正)

### 第 3 章 実施体制等

(プロジェクトチーム)

**第 15 条** 理事長は、円滑な技術確認を実施するために、次の各号に掲げる検討等を行う国際支援プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

- 一 当該技術確認の方針の策定
- 二 技術確認実施時における担当者への助言
- 三 技術確認に係る関係部署間の調整
- 四 その他必要な検討及び調整

(プロジェクトチームの構成員)

**第 16 条** プロジェクトチームは次に掲げる者をもって構成する。

- 一 国際戦略室長
- 二 事業統括部技術監理課長
- 三 技術開発室総括主任研究員
- 四 その他国際戦略室長が指名する者

(平 28 達 10-6・令和 4 達 4・一部改正)

(プロジェクトチームのリーダー)

**第 17 条** プロジェクトチームのリーダーは、国際戦略室長をもって充てる。

- 2 リーダーは、プロジェクトチームの会議を招集する。
- 3 リーダーに事故があるときは、事前に国際戦略室長が指名する者がリーダーの職務を代理する。

(平 28 達 10-6・一部改正)

(庶務等)

**第 18 条** プロジェクトチームに係る庶務は、国際戦略室において行う。

(平 28 達 10-6・一部改正)

(雑則)

**第 19 条** この達に定めのない事項については、別に定める。

#### 附 則

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 25 年 11 月 29 日達第 32 号)

この達は、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 28 年 3 月 30 日達第 10-6 号)

この改正達は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(令和 4 年 3 月 31 日達第 4 号改正)

この改正達は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(令和 4 年 11 月 4 日達第 11 号改正)

この改正達は、令和 4 年 11 月 4 日から適用する。

**附 則**(令和 6 年 3 月 22 日経総第 32 号改正)

この改正通達は、令和6年3月22日から適用する。

**別記様式第1(第5条関係)**(令和4達11・令和6経総32・一部改正)

年 月 日

日本下水道事業団  
理事長 ○○ ○○ 殿

申請者名  
代表者氏名  
住所

海 外 向 け 技 術 確 認 申 請 書

日本下水道事業団の海外向け下水道技術の技術確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 技術の名称
- 2 海外向け技術確認の範囲又は対象機器の名称
- 3 技術の実証試験等実施予定国、公共団体及び施設名
- 4 海外向け技術確認を受けたい項目及びその水準値
- 5 海外向け技術確認を行うための技術資料(別添)
- 6 事務担当者名及び連絡先
- 7 会社経歴書

**別記様式第2(第5条関係)**(令和4達11・一部改正)

技術資料

1. 一般的事項
  - (1) 技術の名称
  - (2) 開発者
  - (3) 実証試験等実施場所: 国名・公共団体名・施設名等
2. 当該技術の開発の経緯
3. 理論の概要
4. 実証試験等結果
5. 使用実績
6. その他技術確認を行うために必要な書類等

**別記様式第3(第7条関係)**(平成 25 達 32・令和 4 達 11・令和6経総 32・一部改正)

## 「(技術の名称)」に係る海外向け技術確認の実施に関する協定書

日本下水道事業団(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、「(技術の名称)」の海外向け技術確認(以下「技術確認」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## (協定の目的)

**第1条** この協定は、乙が開発した「(技術の名称)」について、乙の申請に基づき甲が技術確認することを目的とする。

## (技術確認の実施)

**第2条** 甲は、乙の申請に基づき、乙から提出のあった技術資料等により次に掲げる下水道技術の技術確認を実施する。

- 一 下水道技術の名称 〇〇〇〇
  - 二 技術確認の範囲 △△△△
  - 三 実証試験等実施場所 ××国〇〇市
- 2 前項の技術確認は、次に掲げる項目について実施する。  
技術確認の項目 〇、×、△
- 3 乙が、技術確認の完了前に、技術確認の申請の取下げを申し出た場合、甲は技術確認を中止するものとする。

## (技術確認に要する期間)

**第3条** 技術確認の実施期間は、協定締結日から令和〇年〇月〇日までとする。

## (技術確認料)

**第4条** 技術確認料は、金〇〇〇円(うち取引に係わる消費税及び地方消費税額△△円)とする。

- 2 乙は、甲の請求により、前項の技術確認料を支払うものとする。
- 3 甲が第 2 条第 3 項の規定により技術確認を中止した場合、技術確認の実施に要した費用の精算を行うものとする。
- 4 物価の変動等により、第 1 項の技術確認料が著しく不合理となったときは、甲と乙とが協議して、この協定を変更することができるものとする。
- 5 技術確認料の変更が予想される場合には、甲は乙と協議するものとする。

## (資料の提出等)

**第5条** 甲は、技術確認に関し必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の承諾を得て実施調査を行うことができるものとする。

## (技術確認証の発行)

**第6条** 甲は、技術確認を終了したときは技術確認証を作成し申請者に送付するものとする。

## (技術確認の変更等)

**第7条** 甲は、乙から新しい資料の提出があった場合又はその他必要があると認めた場合

には、技術確認の全部又は一部を変更することができるものとする。

- 2 甲は、次のいずれかに該当する場合には、技術確認の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - 一 技術確認を受けた者が、虚偽や知的財産権の侵害など不正な手段により技術確認を受けたことが判明した場合
  - 二 当該技術に関して裁判等で係争となった場合
  - 三 実施設の導入後に重大な不具合が明らかとなった場合
- 3 甲は前2項の規定により技術確認を変更し又は取消した場合には乙に通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けたとき、直ちに技術確認証を返還するものとする。
- 5 第2項の規定により技術確認の全部又は一部が取消された場合は、技術確認料は返還しないものとする。

(技術確認の責任)

**第8条** 技術確認を終了した技術の実施に起因して乙に損害が生じた場合においては、甲はその責任を負わないものとする。

(秘密保持)

**第9条** 甲及び乙は、相手方の書面による同意がなければ、技術確認の実施に際して知り得た情報(この条において「情報」という。)を甲及び乙以外のものに漏らしてはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- 一 甲又は乙の相手方が知る以前に、甲又は乙が知っていた情報
- 二 知り得る以前に、公知であった情報
- 三 知り得た以後に、甲及び乙の責に帰さない事由で公知となった情報
- 四 甲又は乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに得た情報

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定める事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住所)  
日本下水道事業団  
理事長 ○○ ○○

乙

**別記様式第4(第8条関係)**(令和4達11・令和6経総32・一部改正)

## 海外向け技術確認証

## 記

技術の名称:[技術の名称]

申請者:[申請者名]

実証試験等実施国:[国名・公共団体名・施設名等]

海外向け技術確認の項目及び目標水準

日本下水道事業団海外向け技術確認に関する実施要領に基づき、申請者から提示された実証試験等の結果が、上記の項目について、目標水準を満足したことを確認する。

令和 年 月 日

日本下水道事業団  
理事長 ○○ ○○ 印

**別記様式第5(第8条関係)**(令和4達11・追加)

## Certificate of Technology Verification

Technology: [name of technology]

Applicant: [name of applicant]

Japan Sewage Works Agency has verified the performance of [name of technology] developed by [name of applicant]. The verification is based on the data obtained in [name of country, local government, facility] from[month][year]to[month][year].

Date of Certification: [month][day], [year]

[Signature of the president]

[Name of the president]

President, Japan Sewage Works Agency

**別記様式第6(第13条関係)**(令和4達11・旧別記様式第5繰下、一部改正、令和6経総32・一部改正)

令和 年 月 日

殿

日本下水道事業団  
理事長 ○○ ○○ 印

海外向け技術確認結果取消通知書

令和 年 月 日付けで通知した技術確認結果について、下記のとおり取消したので通知する。

記

1. 技術の名称
2. 取消理由